

「改正社会福祉士・介護福祉士法」のポイント

=2011年改正=

(やまだ塾:2011年12月31日掲載)

- ・第177回通常国会における「介護サービスの基盤 強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により改正された「社会福祉士及び介護福祉士法」は、2012年4月1日に施行される。介護福祉士関係の内容に係る詳細については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」および「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」により示される。
- ・また、2007年に成立した「改正社会福祉士及び介護福祉士法」における介護福祉士の資格取得方法の見直しについて、施行期日が2012年4月1日から2015年4月1日に変更された。

項目	改正前	改正後
①(定義) ……改訂	<p>第2条 ……</p> <p>2 この法律において「介護福祉士」とは、第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと(以下「介護等」という。)を業とする者をいう。</p>	<p>第2条第2項中「応じた介護」の下に「(喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。)を含む。)」を加える。</p>
②(欠格事由) ……改訂	<p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉士又は介護福祉士となることができない。</p> <p>一 ……</p> <p>二 ……</p> <p>三 この法律の規定その他社会福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</p> <p>四 ……</p>	<p>第3条第1項第3号中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加える。</p>

③(保健師助産師看護師法との関係)…新規	—	<p>第 48 条の 2</p> <p>介護福祉士は、保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 31 条第 1 項及び第 32 条の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができます。</p> <p>2 前項の規定は、第 42 条第 2 項において準用する第 32 条第 2 項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。</p>
④(喀痰吸引等業務の登録)…新規	—	<p>第 48 条の 3</p> <p>自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等(介護福祉士が行うものに限る。)の業務(以下「喀痰吸引等業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 事業所の名称及び所在地 三 喀痰吸引等業務開始の予定年月日 四 その他厚生労働省令で定める事項